

契約編

2022年（令和4年）4月1日から民法の一部を改正する法律が施行され、
一人で有効な契約をすることができる年齢が20歳から18歳に引き下げられました。
この成年年齢下げの動きを踏まえて作成された『社会への扉』を参考に、
クイズで「契約」について確認してみましょう！

Q1 店で買い物をするとき、契約が成立するのはいつ？

- ① 商品を受け取ったとき。
- ② 代金を払ったとき。
- ③ 店員が「はい、かしこまりました」と言ったとき。



Q2 店で商品を買ったが、使う前に不要になった。解約できる？

- ① 解約できない。
- ② レシートがあり1週間以内なら解約できる。
- ③ 商品を開封していなければ解約できる。



Q3 17歳の高校生が、保護者に内緒で10万円の化粧品セットを契約した。この契約は取り消せる？

- ① 取り消すことはできない。
- ② 未成年者取消しができる。
- ③ 保護者が取り消しを求めたときのみ、未成年者取消しができる。



Q4 街で呼び止められ、展示会場に行ったら勧誘され、断れなくて10万円の絵画を契約してしまった。この契約をクーリング・オフすることはできる？

- ① 事業者がウソを言って勧誘した場合は、クーリング・オフできる。
- ② 絵画を飾るなど、商品を使用していなければ、クーリング・オフできる。
- ③ 契約書を受け取った日から8日間であれば、クーリング・オフできる。



Q5 消費生活について相談したいときにかける電話番号は？

- ① 消費者ホットライン118番
- ② 消費者ホットライン188番
- ③ 消費者ホットライン189番



クイズの解答とポイント解説

A1 ③ 店員が「はい、かしこまりました」と言ったとき。

- 消費者と事業者とが、お互いに契約内容（商品の内容・価格・引き渡し時期等）について合意をすれば契約は成立する。つまり、口約束でも契約は成立する。契約書や印鑑・サインは証拠を残すためのもの。

A2 ① 解約できない。

- 契約は「法的な責任が生じる約束」なので拘束力がある。
- レシートがあっても、開封していなくても、原則は解約はできない。
*事業者が一定の条件を設けて、サービスとして返品や交換に応じてくれる場合もある。

A3 ② 未成年者取消しができる。

- 社会経験の少ない未成年者が法定代理人（親権者などの保護者）の同意を得ずに契約した場合、契約を取り消すことができる。
- 取消しにより、未成年者は受け取った商品があれば事業者へ返品し、支払った代金があれば返金される。
- 未成年者取消しは、未成年者自身からでも、法定代理人からでもできる。
*ただし、小遣いの範囲の少額な契約、成人であると積極的にウソをついたり、法定代理人の同意があるとウソをついたりした場合等は、未成年者取消しができない。

A4 ③ 契約書を受け取った日から8日間であれば、クーリング・オフできる。

- 「契約は守らなければならない」のが原則だが、消費者トラブルになりやすい取引については、契約をやめることができる特別な制度としてクーリング・オフがある（特定商取引法）。
*「高い」、「家族に反対された」、「思っていたのと違う」等の理由は必要ない。
- クーリング・オフをすると、消費者は受け取った商品を事業者へ返品し、支払った代金は全額返金される。
- 詳しくは 国民生活センター クーリング・オフ 

A5 ② 消費者ホットライン 188番

いやや

土日祝も
つながります

消費生活センターはこんな所です



相談は
無料

- 国家資格を持った消費生活相談員やそれに準じた専門知識・技術を持った人が対応します。
- 消費者関連の法律に基づき、解決のためのアドバイスをしたり、必要に応じて事業者との間に入ってあっせん（解決のための交渉のお手伝い）を行ったりして被害の回復を図ります。
- 守秘義務があるので、伺った情報はしっかり守られます。外には漏れません。



はい、消費生活
センターです！

「社会への扉」には、「契約」以外にもお金や暮らしの安全に関するクイズやワークが収録されています。
右のQRコードや「社会への扉」で検索してみてください。

